

阪神高速おでかけパス利用約款

(通則)

第1条 本約款は、阪神高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「阪神高速おでかけパス」（以下「本商品」といいます。）について適用します。

(定義)

第2条 本約款の中で使用する用語は、それぞれ次の各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び当社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機で、ETC2.0車載器以外の車載器をいいます。
- 四 ETC2.0車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機で、ETC2.0サービスを利用できる車載器をいいます。
- 五 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器及びETC2.0車載器（以下「ETC車載器等」といいます。）を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車両)

第3条 本商品の対象車両は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により当社が公告する阪神高速道路の車種区分によります。以下同じです。）であって、第5条第1項の定めによりあらかじめ登録した車種に属する車両とします。

(実施期間)

第4条 本商品の実施期間は、当社ウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。なお、実施期間中であっても当社が別途定める除外日は利用できません。

(申込方法等)

第5条 本商品の利用にあたっては、本約款に定める事項を承諾の上、当社ウェブサイトにて事前に申込みください。なお、申込みの際は、日本国内の通信事業者が発行した携帯電話番号、ETCカード番号及び車種等の当社が定める事項の事前登録が必要です。

2 本商品の申込みにはコースの事前選択が必要です。なお、利用希望日1日につき1枚のETCカードで1コースのみ申込み可能です。

- 3 本商品の申込みは、当社ウェブサイトにて各利用希望日当日の対象路線通行前まで受け付けます。ただし、第6項に定める定員に達している場合はこの限りではありません。また、天災地変その他の不可抗力が生じた場合、当社が本商品の提供が困難と判断した場合又は社会情勢にそぐわないと判断した場合は、第4条に定める実施期間内であっても、申込受付を中止する場合があります。
- 4 ETCカードの利用の可否は、ETCカードを発行するクレジットカード会社又は6会社の定めによりますので、本約款に基づく本商品の申込受付は、登録されたETCカードによる対象路線の利用を保証するものではありません。
- 5 レンタカー事業者のレンタルETCカードでは本商品を利用できません。ただし、レンタカー事業者が申込みを行う場合はこの限りではありません。
- 6 本商品の定員は、各日・各プランにつき登録内容を当社が確認した順に軽自動車等及び普通車を合計して、表1に掲げるとおりとします。

表1

プラン名	定員
高速道路周遊のみプラン（大阪周遊コース・神戸周遊コースの合計）	5, 000名
観光施設セットプラン（大阪周遊コース・神戸周遊コースの合計）	1, 000名

- 7 本商品の申込可能回数は、当社ウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。
- 8 本商品の申込みが次の各号のいずれかに該当しない場合は、当該申込みを無効とし、対象路線を走行した場合においても本商品の対象となりません。
- 一 本商品の利用時に有効なETCカードを登録していること。
 - 二 全ての登録事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
 - 三 申込時に登録されたETCカードの名義が本商品の申込者と同一であること。
 - 四 観光・レジャー目的の利用であること。

（申込の完了及び変更）

- 第6条 当社は、前条第1項による本商品の申込みの受付を完了したときは、当該申込者に対して、受付が完了したことを電子メールにより通知するものとし、申込者の受信状態にかかわらず、当該電子メール送信をもって申込内容を有効とします。当該電子メールが届いていない場合は、受付が完了していない可能性があるため、申込者は、当社ウェブサイトから申込状況の確認を行うものとします。
- 2 本商品において受付を完了した後、受付内容についての変更が必要な場合は、第12条に定める解約を行ったうえで、前条第6項に定める申込可能回数の範囲内で、再度申込手続きを行うものとします。なお、第5条第7項に定める申込可能回数については、利用しなかったものとみなします。ただし、車種のみの変更の場合はこの限りではなく、当社ウェブサイトから車種変更手続きを行うことができるものとします。

(利用範囲)

第7条 受付完了後は、申込みした利用予定日（利用予定日と申込日が同日の場合は申込受付を完了した時点以降の利用予定日）において、阪神高速道路（表2に掲げる区間を除きます。以下同じ。）のうち表3に掲げる申込んだ各コースの対象路線内の入口、出口及び料金所に限り、回数制限なく通行できるものとします。

表2

路 線	区 間
兵庫県道高速北神戸線	伊川谷 J C T から永井谷 J C T まで ※当該区間のみを通行される場合に限ります。
神戸市道高速道路湾岸線	垂水 J C T から名谷 J C T まで

表3

コース名	対象路線名等
大阪周遊コース	大阪府道高速大阪池田線 大阪府道高速大阪守口線 大阪府道高速大阪東大阪線 大阪府道高速大阪松原線 大阪府道高速大阪堺線 大阪府道高速湾岸線 大阪府道高速大和川線 大阪府道高速道路森小路線 大阪府道高速道路西大阪線 大阪府道高速道路淀川左岸線 兵庫県道高速大阪池田線 兵庫県道高速湾岸線
神戸周遊コース	大阪府道高速大阪池田線（中之島 J C T 以北を除く） 大阪府道高速大阪西宮線 大阪府道高速湾岸線（三宝・三宝 J C T 以北） 大阪府道高速大阪東大阪線 大阪府道高速大阪松原線（三宅 J C T 以東） 大阪府道高速大阪堺線（湊町以東） 大阪府道高速大和川線 大阪府道高速道路淀川左岸線 兵庫県道高速大阪西宮線 兵庫県道高速神戸西宮線 兵庫県道高速湾岸線 神戸市道高速道路2号線

	兵庫県道高速北神戸線 神戸市道高速道路北神戸線 神戸市道生田川箕谷線
--	--

(利用方法)

第8条 本商品の利用可能時間は、当日0時から24時前までとします。ただし、利用予定日と申込日が同日の場合は申込受付を完了した時点から24時前までとします。

2 各通行に係る通行日の判定は、入口料金所の通過日時をもって行います。ただし、料金所のない入口を通行する場合は、当該入口に設置されたE T Cフリーフローアンテナの通過日時をもって判定します。

3 本商品により、申込みした利用予定日（利用予定日と申込日が同日の場合は申込受付を完了した時点以降の利用予定日）に対象路線を通行する場合は、申込時に登録した車種に属する車両により、入口、出口及び料金所においては、申込時に登録されたE T CカードをE T C車載器等に挿入し、E T CレーンをE T C無線通信により通行するものとします。

4 料金所のE T Cレーンが点検等のため利用できない場合には、一般レーン等の料金所係員にE T C車載器等を搭載している旨を申告のうえ、申込時に登録したE T Cカードを手渡すものとします。なお、一般レーン等に自動収受機が設置されている場合は、音声、画面表示の案内に従って、当該E T Cカードを指定の箇所に挿入するものとします。

(料金)

第9条 本商品は、利用予定日当日においてE T C車載器のみで利用又はE T C車載器とE T C 2. 0車載器の両方で利用の場合は表4、E T C 2. 0車載器のみで利用の場合は表5に掲げる料金とし、登録車種に応じた料金を請求します。ただし、E T Cカード未挿入等により利用入口又は利用出口が特定できない通行の場合又は本商品の申込んだコースの対象路線外を含む通行の場合、本商品の対象外となり、当該通行に係る通常料金（他の割引が適用される場合は当該割引適用後の料金をいいます。以下同じ。）を請求します。

表4

コース名	登録車種	軽自動車等	普通車
大阪周遊コース		1, 4 0 0 円	1, 6 5 0 円
神戸周遊コース			

表 5

コース名	登録車種	軽自動車等	普通車
大阪周遊コース		1, 3 3 0 円	1, 5 6 0 円
神戸周遊コース			

- 2 E T C 車載器等の料金表示、音声案内及び阪神高速 E T C 利用履歴提供サービスの履歴情報は通常料金になります。また、E T C 利用照会サービスの場合も、通常料金での表示となりますが、料金の確定時に本商品適用後の料金に変更します。
- 3 クレジットカード会社又は 6 会社が発行する請求書には、本商品の対象となる各通行の走行明細は記載されません。また、E T C 利用照会サービスに記載された本商品の対象となる各通行の走行明細については、料金の確定時に消去します。
- 4 本商品の料金は、対象路線を通行した後、クレジットカード会社又は 6 会社より請求（引き落とし）します。なお、当社の事務処理上の都合により、請求が翌月以降に遅れる場合があり、申込者はこれを了承するものとします。

（セット販売）

第 9 条の 2 本商品のうち観光施設セットプランの申込受付完了後、当社が別に定める方法によりセット商品を購入する場合、前条第 1 項に定める本商品の料金から表 6 に掲げる金額を減じた額で本商品を請求（以下「セット販売価格の適用」といいます。）します。

表 6

登録車種	本商品の料金から減ずる額
軽自動車等	1 6 0 円
普通車	2 0 0 円

- 2 セット販売価格の適用を受けるため、申込者は、本商品の利用予定日当日中までに、当社が別に定める専用ウェブサイトにおいて、セット商品を購入するものとします。
- 3 セット商品を複数購入した場合でも、1 回の本商品の利用につきセット販売価格の適用は 1 回までとします。
- 4 本商品を第 1 2 条に基づき解約した場合においても、購入済みのセット商品については返品（返金）されません。
- 5 セット商品の購入にあたっては、各セット商品の発売元が規定する利用規約・プライバシーポリシー等を確認し適用されることに同意のうえ購入するものとします。なお、各セット商品の発売元と申込者の間におけるトラブルについて当社は関知しないことに同意するものとします。

6 天災地変その他の不可抗力によりセット商品の利用に支障が生じた場合でも、本商品は本約款に基づき実施します。

（他の割引等との適用関係）

第10条 本商品は、他の割引等を重複して適用しません。

（適用対象外及び無効）

第11条 各通行が次の各号のいずれかに該当する場合は本商品の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金を請求します。

- 一 申込時に登録したETCカード以外のETCカードを使用したとき。
 - 二 申込時に登録した車種以外の車種で利用したとき。
 - 三 申込時に登録した利用予定日以外の日に通行したとき。
 - 四 申込時に登録したETCカードで申込者本人以外の者が利用したとき。
 - 五 利用予定日と申込日が同日の場合、当該利用予定日分における申込受付が完了する前に通行したとき。
 - 六 利用入口、出口又はその両方が申込んだコースの対象路線外のと時（阪神高速道路営業規則第6章に定める乗継制度により1回の通行とみなされ、その結果当該一連通行の利用入口、出口又はその両方が申し込んだコースの対象路線外となった場合を含みます）。
 - 七 本商品のうち観光施設セットプランの申込受付完了時に一意に付与される申込番号を、セット商品購入時に正しく申告していないとき。
 - 八 本商品のうち観光施設セットプランの利用予定日当日中までにセット商品を購入しなかった場合。ただし、当社の責めに帰する場合は申込者からの申出により、本商品の対象としますが、セット販売価格の適用は行いません。
- 2 各通行が次の各号のいずれかに該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、利用予定日における全ての通行について通常料金を支払うものとします。また、阪神高速道路株式会社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほか割増金を支払うものとします。
- 一 セットアップされたETC車載器等を未設置で通行したとき。
 - 二 料金を不法に免れることを目的に申込時に登録した1枚のETCカードを同時に2台以上の車両に使用したとき。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき。

（解約等）

第12条 本商品の解約は、当社ウェブサイトで手続きすることにより、利用予定日の前日までに申し出るものとします。利用予定日当日の解約は、申込日又は理由の如何にかかわらず受け付けません。

2 前項に基づく解約が行われない場合でも、申込みした利用予定日（利用予定日と申込日が同日の場合は申込受付を完了した時点以降の利用予定日）に、登録済みのETCカードによる対象路線の通行が確認されなかった場合には、本商品を申込時に遡って解約したものとし、本商品の料金は請求しません。ただし、第5条第7項に定める申込可能回数については、利用した

ものみなします。

- 3 申込みした利用予定日（利用予定日と申込日が同日の場合は申込受付を完了した時点以降の利用予定日）に、登録済みのETCカードで、申込みしたコースの対象路線内を入口及び出口として通行した場合、第9条第1項に規定する本商品の料金を全額請求します。なお、中途解約、払戻し又は一部返金はいりません。実際に通行した通常料金の合計が本商品の料金を下回る場合でも、払戻し又は一部返金はいりません。
- 4 本商品の受付が完了した場合であっても、天災地変その他の不可抗力が生じた場合、当社が本商品の提供が困難と判断した場合又は社会情勢にそぐわないと判断した場合は、申込者は、本商品の利用を停止する必要があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、申込者に損害が発生した場合でも当社は賠償責任を一切負いません。

（アンケートの実施）

第13条 当社は、本商品等について、申込時に取得した情報を用い、申込者にアンケートへの回答依頼を送付する場合があります、申込者はこれを了承するものとします。ただし、回答を強制するものではありません。

（個人情報の保護）

- 第14条 申込者の個人情報は、法令等に基づく開示を求められた場合を除き、本人の同意なしに、第三者に開示・提供することはありません。
- 2 本商品における個人情報の取扱いについては、当社ウェブサイト「阪神高速道路株式会社の個人情報の保護について」及び別に定める「「阪神高速おでかけパス」の個人情報の取り扱いに関する同意等について」で規定します。
 - 3 本商品の申込者の個人情報は、個人を特定できない形式に加工した統計データ作成の他、高速道路事業等における商品・サービス・各種イベント・キャンペーン等の案内及び各種情報提供、アンケートの発送等のために利用することがあります。
 - 4 当社は、原則として本人の承諾なく、上記の目的以外に個人情報を利用しません。ただし、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。
 - 5 個人情報の保護のため、当社ウェブサイトにて事前登録した個人情報は、登録した年度を含む2年度にわたり本商品等当社ウェブサイトにて申込を受け付ける商品の申込がなかった場合、予告なく削除する場合があります。この場合、新たに本商品等当社ウェブサイトにて申込を受け付ける商品への申込を希望する場合、改めて事前登録する必要があります。

（免責事項）

- 第15条 当社は、次の各号のいずれかに該当することにより本商品の申込者が被った被害について、一切の責任を負いません。
- 一 当社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
 - 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害若しくは事故又は当社ウェブサイトの運営の中断若しくは中止により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。

四 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

五 当社が本商品の提供が困難又は社会情勢にそぐわないと判断し、本商品の利用を停止したとき。

六 本商品の利用中、入口、出口又はその両方が通行止めにより、当該通行が本商品の対象外となり通常料金が請求されたとき。

(約款の変更)

第16条 当社は、特別の事情により本約款を変更することがあります。

2 当社は、本約款を変更する場合には、あらかじめその変更内容及びその施行の日を当社ウェブサイトに掲示する方法等により、申込者に周知するものとします。

3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切の責任を負いません。

附則

本約款は2025年10月9日から施行します。